



菊陽町 生活ガイド



2023年4月

菊陽町

目 次

1. 菊陽町の紹介	1
2. 菊陽町役場の業務案内	2
3. 菊陽町役場で行う手続き	
(1) 住民登録・住民票	6
(2) 戸籍届（出生・死亡・婚姻・離婚）	7
(3) 印鑑登録・印鑑証明書	8
(4) 国民健康保険・後期高齢者医療制度	9
(5) 介護保険制度	10
(6) 年金	11
(7) 税	12
(8) 子ども医療費助成	14
4. 菊陽町役場に相談できること	
(1) 妊娠・出産・子育て（母子健康手帳）	16
(2) 保育所への入所・認定こども園への入園	17
(3) 小・中学校への入学・転入学	18
(4) 水道の使用開始と中止	19
(5) ごみの出し方	20
(6) 健診・予防接種	22
(7) 町営住宅	24
(8) 税金	25
(9) 日本語教室	26
(10) 地域での生活マナーやトラブル	27
(11) 失業や病気などで生活に困っている	28
(12) パートナーや恋人からの暴力に悩んでいる…	29
5. 菊陽町で利用できる公共施設・交通	
(1) 図書館・ホール	31
(2) 体育館・フィットネスジム	32
(3) コミュニティセンター等	33
(4) 巡回バス「キャロッピー号」と乗合タクシー	36
6. 菊陽町での生活に役立つ情報	
(1) 病気やケガをしたとき	38
(2) 事件、事故、火事の時	40
(3) 自然災害に備える・大きな災害が発生したとき	42
(4) 住宅を探す、電気・ガスを使うとき	44
(5) マイナンバーカードの取得	45
(6) コンビニで証明書を発行	46
(7) 在留資格・在留期間	47
(8) 働く・仕事探し	48
(9) 交通機関の利用方法	49
(10) 運転免許証と交通ルール	50

ようこそ菊陽町へ！

外国人の皆さん、こんにちは。

菊陽町での生活をスタートするに当たって、言葉や文化の違い、手続きの仕方やサービスの利用方法、ルールやマナーの違いなど、いろいろなことがよくわからずに不安を抱えていませんか？

こうした皆さんの不安を少しでも和らげることができるように、この生活ガイドブックには、菊陽町での生活に役立つ様々な情報を掲載しています。

皆さんが、生活に必要な手続きを行いたいときや、様々なサービスを利用したいときに、このガイドブックで、連絡先や相談先、制度の概要や検索方法などを確認できるので、ぜひご活用ください。

現在、菊陽町で28か国・500人以上の外国人の皆さんが生活しており、これからも外国人の人口は増加していく見込みです。

菊陽町は、町内で生活する日本人と外国人が、生活のマナーやルールを守り、地域で協力し合いながら、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めています。

皆さんが、菊陽町で気持ちよく、快適に生活し、ご家族や友人と楽しい時間を過ごしていただくことを願っています。

2023年4月

1. 菊陽町の紹介

皆さんがこれから生活する菊陽町のことをご紹介します！

(1) 町の概要

菊陽町は、熊本市の北東に位置し、東西に11.8km、南北に9.4kmの広さがあり、総面積は37.46km²です。住宅や商業施設などの都市部が、豊かな水と緑に囲まれており、自然環境と調和のとれた生活都市です。



(2) 人口・世帯数〈令和5年3月31日現在〉

【人 口】43,673人（男21,506人／女22,167人）

【世帯数】18,992世帯

(3) 町章と町のマスコットキャラクター



菊陽町（キクヨウマチ）を片仮名で書いた時の「キ」の文字をマークにしました。平和の鳥とのびゆく町を表現しています。

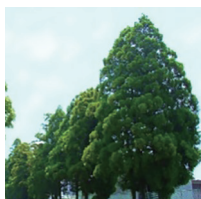


町の特産品にんじんをモチーフにしたマスコットキャラクターで、「キャロッピー」と言います。

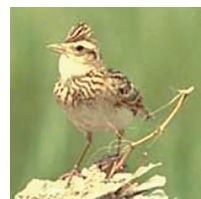
(4) 町花・町木・町の鳥



町花：菊



町木：杉



町鳥：ひばり

担当課の連絡先

菊陽町役場 総合政策課 ☎096-232-2112 ✉ sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

2. 菊陽町役場の業務案内

(1) 菊陽町役場（本庁）

菊陽町役場では、外国人の皆さんの生活に必要な各種手続を行っています。役場には、本館、別館、防災センターの3つの建物があります。役場本館の正面玄関を入るとすぐに総合案内がありますので、わからないことがあれば何でもご相談ください。

【住 所】〒869-1192 菊陽町久保田2800番地

【電 話】096-232-2111

【開庁時間】平日（月～金曜日） 8：30～17：15

【取扱業務】次ページの表「役場本庁の業務」に記載のとおり



役場案内図HP



菊陽町役場 正面玄関



菊陽町役場 防災センター

■日曜日開庁の実施（一部証明書発行のみ）

平日に役場に来ることができない人がいるので、日曜日に窓口業務の一部を開庁しています。一部の証明書発行と提出書類の預かり※を行っています。

※転入・転出・転居など住所の異動等は受付できませんのでご注意ください。

【実 施 日】毎週日曜日（年末年始の12月29日から1月3日を除く）

【開庁時間】9：00～13：00

【開庁場所】役場本庁舎1階 町民課窓口

【取扱業務】右のQRコードからご確認ください。



日曜日開庁HP
（取扱業務など）

■外国人相談窓口の開設

2023年5月に外国人相談窓口を役場の1階に開設予定です。中国語と英語を話すことができる通訳を配置し、外国人の皆さんの各種手続や生活相談などをサポートします。詳しくは開設後に菊陽町のホームページでお知らせします。

【取扱業務】役場で行う手続全般をサポートする予定



〈役場本庁の業務〉

所属名	係 名	主な業務
総務課	総務法制係	行政一般、文書、法制、議会、庶務
	人事秘書係	人事、職員採用、給与、福利厚生、秘書
	情報管理係	電算システム、セキュリティ対策
	デジタル推進係	役場業務デジタル化
危機管理防災課	消防交通係	消防団、消防、交通安全
	防災安全係	災害・防災対策、空き家対策
総合政策課	企画政策係	町政の企画、統計、広報、国際交流
	地域振興係	公共交通、巡回バス、地方創生
財政課	管財係	庁舎管理、財産管理、指名競争入札事務
	財政係	予算、財務、地方交付税、地方債
人権教育・啓発課	人権教育・啓発係	人権教育及び啓発、人権擁護
	男女共同参画推進係	男女共同参画社会の形成
町民課	町民係	住民登録（住民票）、印鑑登録、マイナンバーカード申請、証明の交付
	戸籍係	戸籍届（出生・死亡・婚姻・離婚）
税務課	徴収係	町税徴収、収納管理
	住民税係	町県民税、国保税、法人町民税の賦課
	固定資産税係	固定資産税、軽自動車税の賦課
環境生活課	環境生活係	地球温暖化防止対策、狂犬病予防、ごみ収集、リサイクル推進
健康・保険課	健康増進係	健康診査・検診、予防接種、健康相談・健康教育
	母子保健係	母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査・相談、乳児全戸訪問
	国保・年金係	国民健康保険・後期高齢者医療、子ども医療費助成、年金
介護保険課	介護保険係	介護保険料の賦課・徴収、要介護認定、高齢者住宅改造助成
	介護予防係	地域包括支援センター、養護老人ホーム入所、高齢者の介護予防支援
福祉課	地域福祉係	生活困窮、生活保護、特別児童扶養手当、重度心身障害者医療費助成
	障がい福祉係	障害福祉、自立支援医療、障害児通所支援
	こども総合相談係	こども相談、引きこもり対策、自殺対策
子育て支援課	保育所係	保育所入退所、利用料賦課・徴収
	子育て支援係	学童保育、児童手当、児童扶養手当、ひとり親医療費助成、児童虐待防止
	武蔵ヶ丘児童館	児童館（西部町民センター内）の活動
農政課	農政係	農業・畜産・林務振興、農業有害鳥獣対策
	農地整備係	農地の集積・集約化、農道・農業用施設の維持管理
商工振興課	商工振興係	商工業支援、企業誘致、観光振興
	企業立地支援係	工業団地整備、企業立地支援

所属名	係 名	主な業務
建設課	建設係	道路計画全般、道路の新設・改築工事、水防
	維持管理係	町道及び橋梁の維持管理、 町営住宅の維持管理・入居・使用料徴収
都市計画課	都市計画係	都市計画の決定、地区計画、住宅・建築物耐震改修事業
	区画整理係	区画整理事業、測量、設計
	公園係	公園の維持管理
下水道課	工務係	下水道計画、 公共下水道・農業集落排水・雨水調整池の維持管理
	業務係	使用料の賦課・徴収、量水器の管理
会計課	会計係	出納事務、資金管理
学務課	総務係	教職員の服務、教育備品の取得及び管理、 学校町費職員の任免及びその他人事
	学校教育係	学校教育、教育相談、児童生徒の就学事務、就学援助、 中学生海外派遣
施設整備課	施設係	学校施設の整備及び維持管理
生涯学習課	生涯学習係	社会教育、地域学校協働活動推進、成人式
	文化振興係	文化・芸術の振興、文化財保護・指定
スポーツ振興課	スポーツ振興係	スポーツ振興、町民体育館の維持管理
	総合体育館係	総合体育館の管理運営
議会事務局		議会運営、議会広報、監査
農業委員会		農地法による許可・届出、農地の斡旋
選挙管理委員会		選挙、選挙啓発、選挙人名簿の調製

(2) 光の森町民センター（西部支所）

光の森町民センター内の西部支所では、生活に必要な各種手続を行うことができます。また各種届出、各種証明書類の発行も扱っています。

【住 所】〒869-1108 菊陽町光の森2丁目1番地1号

【電 話】096-237-6555

【開庁時間】平日（月～金曜日） 8：30～17：15

【取扱業務】戸籍、住民登録・住民票、印鑑登録と証明、埋火葬許可証、各種証明、国民年金の届出、国民健康保険の届出、福祉事務（ひとり親家庭、児童、老人、身体障害者）、町税と保険料の収納、原動機付自転車などの手続



西部支所HP

担当課の連絡先

菊陽町役場 総務課 ☎096-232-2111 ✉somu@town.kikuyo.lg.jp

3. 菊陽町役場で行う手続き

- (1) 住民登録・住民票
- (2) 戸籍届（出生・死亡・婚姻・離婚）
- (3) 印鑑登録・印鑑証明書
- (4) 国民健康保険・後期高齢者医療制度
- (5) 介護保険制度
- (6) 年金
- (7) 税
- (8) 子ども医療費助成



3-(1) 住民登録・住民票

(1) 住民登録

入国管理法の在留資格をもって、3か月を超えて菊陽町に住所を有する場合は、住み始めた日から14日以内に菊陽町役場の窓口（町民課または西部支所）で住民登録を行う必要があります。

住民登録が必要な事案ごとに、手続きに必要なものは、次の表で確認してください。

住民登録が必要な事案	手続きに必要なもの
海外から転入する場合	- 在留カード^{※1} ^{※1} 在留カードが発行されていない場合は、在留カードが後日交付されることが記載されたパスポート。 - パスポート（全員必要） - 転入者の続柄がわかる書類（外国語で記入されている書類は、翻訳者の氏名と署名がある日本語の翻訳文が必要）
町外の市区町村からの転入する場合	- 転出証明書（これまで住んでいた市区町村が発行した証明書） - 在留カード - マイナンバーカード（持っている場合）
町内で転居する場合	- マイナンバーカード（持っている場合） - 同居承認届（転居先に既に住んでいる人がいる場合） - 町が発行した住所の記載がある書類^{※2}（持っている場合） ^{※2} 国民健康保険証、介護保険証、身体障害者手帳など
町外の市区町村に転出する場合	- 在留カード - マイナンバーカード（持っている場合）

(2) 住民票

住民登録が済むと、次の証明書を取得できます。

証明書の種類	証明する内容・手数料	手続きに必要なもの
住民票謄本 ^{※1} ^{※1} 世帯全員分の証明書	菊陽町に住んでいること（住民登録をしている住所、氏名、生年月日、性別、前住所など）を証明する書類です。 希望すれば住民票コード、マイナンバー、国籍、在留資格、在留期間、在留カード番号なども証明できます。 〈手数料〉 1通 300円	本人確認できる書類 （在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど）
住民票抄本 ^{※2} ^{※2} 同世帯員個人の証明書		
住民票記載事項証明書謄本 ^{※1} ^{※1} 世帯全員分の証明書	住民登録してある情報の一部を抜粋して証明する書類です。 〈手数料〉 1通 300円	本人確認できる書類 （在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど）
住民票記載事項証明書抄本 ^{※2} ^{※2} 同世帯員個人の証明書		

担当課の連絡先

菊陽町役場 町民課 ☎096-232-4914 ✉chomin@town.kikuyo.lg.jp

3-(2) 戸籍届（出生・死亡・婚姻・離婚）

戸籍とは、人が生まれてから死亡するまでの親族関係を登録するものです。次の場合に、菊陽町役場の窓口（町民課または西部支所）に戸籍の届出を行う必要があります。

届出の種類	いつまで	手続に必要なもの
①出生届	生まれた日から14日	- 出生証明書（病院等が発行したもの） - 母子健康手帳
②死亡届	死亡を知った日から7日	死亡診断書（病院が作成したもの）
③婚姻届	結婚するとき	（結婚の場合）あなたの国や地域の法律が定める結婚の成立要件を証明する書類（在日大使館、領事館、本国で発行されたもの） - 本人確認できる書類（在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど） - 国籍を証する証明書（パスポートなど） - 戸籍謄本（日本国籍の場合）
④離婚届	離婚するとき	

（補足）外国語で書かれた書類は、翻訳者の氏名と署名がある日本語の翻訳文が必要です。

戸籍の登録を済ませた人は、出生、死亡、婚姻、離婚、親族関係などを公に証明するための証明書を発行することができます。

証明書の種類	証明する内容	請求に必要なもの
戸籍全部事項証明書 （戸籍謄本）※ ¹ ※1 全員分の証明書	戸籍に記載されている人の氏名、生年月日、父母の名前と続柄、出生、死亡、婚姻、離婚などの情報を証明する書類です。	- 本人確認できる書類（在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど） ※「申請者」と「戸籍に記載されている人」が異なる場合は、両者の関係がわかる書類の提示が必要です。 〈手数料〉 1通 450円
戸籍個人事項証明書 （戸籍抄本）※ ² ※2 1人分の証明書		
受理証明書※ ³ ※3 手続した人だけが請求できます。	出生・死亡・婚姻・離婚の戸籍届を提出し、役場で受付が完了した場合に、その受付が完了したことを証明する書類です。	本人確認できる書類（在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど） 〈手数料〉 1通 350円
届書の記載事項証明書※ ⁴ ※4 特別の事由がある場合に限り請求できます。	出生・死亡・婚姻・離婚の戸籍届を提出し、役場で受付が完了した場合に、その届書に書かれた内容を証明する書類です。	本人確認できる書類（在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど） 〈手数料〉 1通 350円

担当課の連絡先

菊陽町役場 町民課 ☎096-232-4914 ✉chomin@town.kikuyo.lg.jp

3-(3) 印鑑登録・印鑑証明書

(1) 印鑑登録

契約や法的手続に使用する印鑑を登録します。菊陽町役場の窓口（町民課または西部支所）で手続を行います。

外国籍の方は、住民基本台帳に記載されている（住民登録した）アルファベットの名前で印鑑登録することができます。住民基本台帳に名前をカタカナでも表記している場合は、カタカナ読みの名前で印鑑登録することができます。

印鑑登録の方法・手数料	手続に必要なもの
印鑑登録する本人が窓口で手続を行う必要があります。 〈手数料〉 1件 300円 	- 登録する印鑑 - 本人確認できる書類※（在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど） ※顔写真付きのもの (登録できない印鑑) - ゴム印や変形しやすい印鑑 - 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの - 印影が不鮮明なもの

(2) 印鑑証明書

印鑑登録を行った場合に、次の証明書を取得できます。

証明書の種類	証明する内容・手数料	請求に必要なもの
印鑑登録証明書	登録した印鑑を証明する書類です。 〈手数料〉 1通 300円	印鑑登録証 (青色のプラスチックカード)



担当課の連絡先

菊陽町役場 町民課 ☎096-232-4914 ✉chomin@town.kikuyo.lg.jp

3－(4) 国民健康保険・後期高齢者医療制度

日本に住民登録している人は、次のいずれかの公的医療保険に加入しなければなりません。職場の健康保険に加入していない場合は、菊陽町役場の窓口（健康・保険課）で国民健康保険に加入する手続きを行い、国民健康保険税を支払う必要があります。

国民健康保険に加入すると保険証が交付され、医療機関で診察を受ける時に保険証を提示すると、医療費の負担が少なくなります。

なお、75歳以上の人は後期高齢者医療制度の対象となります。

〈3つの公的医療保険〉

①健康保険 	■会社などで働いている人が加入する保険で、勤務先で手続きする必要があります。 ■詳しくは、勤務先にお尋ねください。
②国民健康保険 	■「①健康保険」に加入していない人は、国民健康保険に加入する必要があります。 ■役場の窓口（健康・保険課）で加入手続きを行い、国民健康保険税*を支払う必要があります。 ※国民健康保険税については、12ページを確認してください。
③後期高齢者医療 	■75歳以上の人が加入します。 ■65歳以上で障がいを持っている人も加入できます。 ■役場の窓口（健康・保険課）で加入手続きを行い、後期高齢者医療の保険料を支払う必要があります。

〈補助金・還付金の手続〉

②国民健康保険と③後期高齢者医療の加入者は、次表の場合に役場の窓口（健康・保険課）で手続きすると、補助金や還付金を受け取ることができる場合があります。手続には、本人確認できるもの（免許証・パスポート・在留カードなど）と保険証が必要です。

手続の事案	手続に必要な書類
子どもを産んだとき	病院との合意文書、領収書、通帳
家族が亡くなったとき	会葬礼状、通帳
病院に払ったお金が高いとき	領収書、通帳
コルセットなどの治療用装具で医師が必要と認めたとき	医師の診断書、領収書、通帳

〈保険料の払い方〉

保険料は、事前に届け出された銀行口座からの引き落としか、町が送る納付書を使って、銀行や郵便局、コンビニまたは役場の窓口で払うことができます。

担当課の連絡先

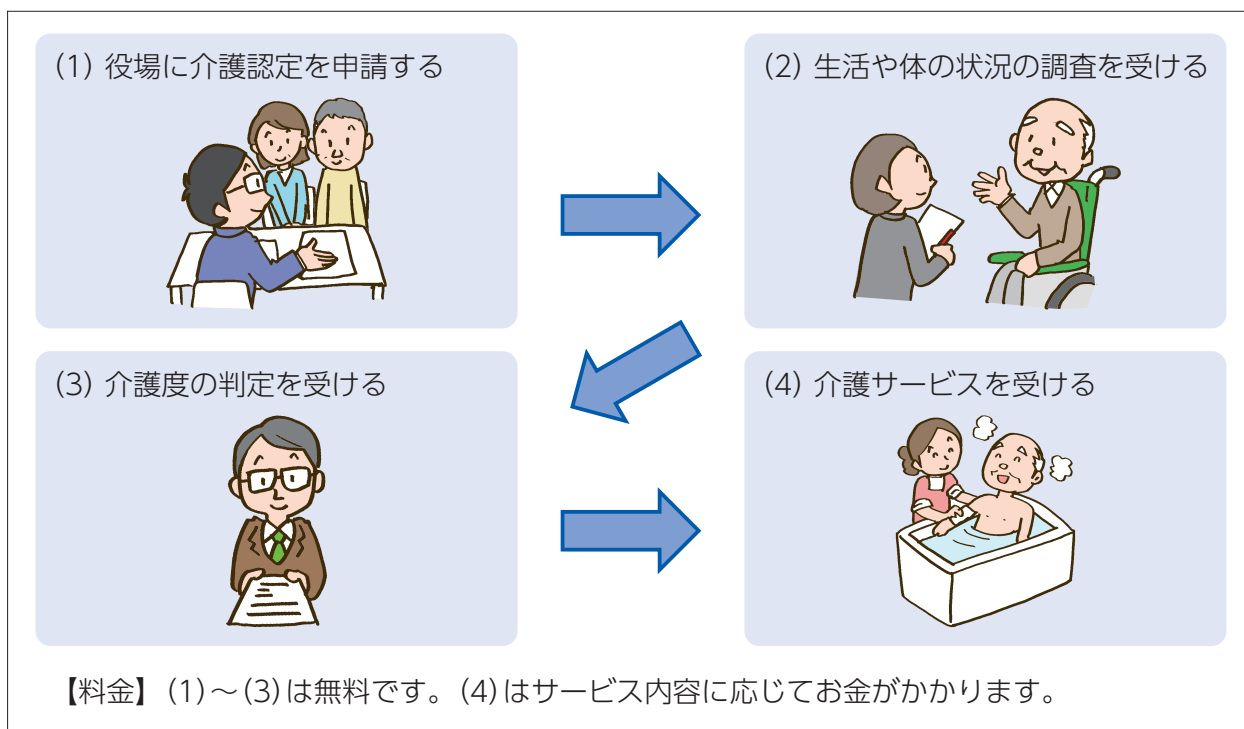
菊陽町役場 健康・保険課 ☎096-232-4912 ✉ kokuho@town.kikuyo.lg.jp

3-(5) 介護保険制度

菊陽町に住民登録している65歳以上の人^{*}は、病気やケガなどで介護が必要になった場合に、菊陽町役場の窓口（介護保険課）で介護認定申請を行うことで、体と心の状態に合った介護サービスを受けることができます。

※介護が必要になった原因によっては、40歳以上の人も対象となります。

〈手順の流れ〉



(介護サービスの例)

- ヘルパーが家に来て、入浴を手伝う。
- 家の廊下に手すりを付ける。
- 昼間など家族がいない時間に施設で過ごす。



介護申請を行わなくても、65歳以上の人で体力が落ちたと感じる人は、窓口にご相談ください。介護予防の運動などを紹介できる場合があります。

〈介護保険料〉

65歳以上の方は、全ての方が介護保険料を払う必要があります。保険料は、①届け出た銀行口座からの引き落としか、②町から送付する納付書で支払ってください。

【納付書の支払場所】 コンビニ、銀行、郵便局、役場
詳しくは役場の窓口（介護保険課）へお問い合わせください。

担当課の連絡先

菊陽町役場 介護保険課 ☎096-232-2508 ✉ kaigohoken@town.kikuyo.lg.jp

3-(6) 年金

(1) 公的年金制度

日本では、20歳以上60歳未満の人は必ず公的年金に加入する必要があります。公的年金には、国民年金と厚生年金があり、被保険者は3区分に分かれています。

〈公的年金の種類と被保険者の区分〉

区分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
公的年金の種類		厚生年金 (70歳未満で会社や事業所で働く人)	
	国民年金(基礎年金) (20歳以上60歳未満の全ての人)		
(対象者)	自営業、農林漁業、アルバイト、無職、学生など	会社や事業所などで働く人	第2号被保険者の被扶養配偶者
加入手続の場所	菊陽町役場の窓口 (健康・保険課)	自分の職場	第2号被保険者の職場
手続に必要なもの	手続前に健康・保険課に確認してください。 ・年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書など) ・年金番号がない場合は、マイナンバーカードや旅券など	手続前に職場に確認してください。	手続前に第2号被保険者の職場に確認してください。
保険料の納付方法	次のいずれかの納付方法を選択し、健康・保険課で手続してください。 ・納付書 ・口座振替 ・クレジットカード	給料から保険料が差し引かれます。	第2号被保険者の給料から保険料が差し引かれます。
その他	国民年金保険料には、免除や納付猶予などの特例があります。		

〈公的年金制度や手続の詳細〉

詳しい内容は、右のQRコードからホームページをご確認ください。



公的年金HP
(14か国語対応)

(2) 私的年金

私的年金には、公的年金と別に保険料を納付し、公的年金に上乗せして給付を行う企業年金やiDeCoなどがあります。詳しくは、上のQRコードからホームページをご確認ください。

担当課の連絡先

菊陽町役場 健康・保険課 ☎096-232-4912 📧 kokuho@town.kikuyo.lg.jp

3-(7) 税

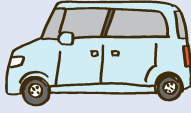
税は、医療、道路、教育、警察などの公的サービスの費用を賄うものです。みんなで支え合い、共に
よりよい社会を作るため、この費用をみんなで公平に負担する必要があります。

税には、国に納める「国税」と、熊本県や菊陽町に納める「地方税」があります。

〈主な税目〉

種類	税目	概 要	問合せ先
国税	所得税	■国が現年の1月から12月までの個人の所得に課税します。 ■会社や事業所に勤めている人は、毎月の給与から所得税が差し引かれます。 ■自営業などの人は、2月16日から3月15日までに確定申告書を税務署に提出する必要があります。	菊池税務署 ☎0968-25-2121
地方税	住民税 ^①	■菊陽町が1月1日時点で町内に住所がある人の前年1月から12月までの個人の所得に課税します。 ■会社や事業所に勤めている人は、毎月の給与から住民税が差し引かれます。 ■前年の所得は2月16日から3月15日までに申告が必要です（自営業などで確定申告書を提出した人、会社や事業所などから給与支払報告書が町に提出されている人は不要）。 ■給与から引かれない人は6月ごろに町から納付書を郵送しますので、コンビニや銀行窓口などで納付してください。	菊陽町役場税務課 ☎096-232-4911 ①の担当 ：住民税係 ②の担当 ：固定資産税係
	国民健康保険税 ^①	■菊陽町が国民健康保険の加入者を対象として、前年1月から12月までの個人の所得に課税します。 ■納税義務者は世帯主です。6月ごろに町から納付書を郵送しますので、コンビニや銀行窓口などで納付してください。	
	固定資産税 ^②	■菊陽町が1月1日時点で町内に土地、家屋、償却資産（事業用の機械や設備など）を所有している個人や法人に課税します。 ■町内で事業を行っている人は、1月1日時点での資産の状況を1月31日までに町に申告してください。 ■5月ごろに町から納付書を郵送しますので、コンビニや銀行窓口などで納付してください。	
	軽自動車税 ^②	■4月1日時点で軽自動車や原動機付自転車（バイク）などを所有している人に町が課税します。 ■5月ごろに町から納付書を郵送しますので、コンビニや銀行窓口などで納付してください。 ■次の場合は、ナンバープレートの手続も必要です（別表参照）。 ①車両を取得する場合 ②町外から転入する場合 ③町外へ転出する場合 ④廃車する場合	
	自動車税	■4月1日時点で自動車を所有している人に県が課税します（4月1日以降に自動車を購入した場合は、月割で課税）。 ■県から納付書が郵送されるので、コンビニや銀行などで納付してください。	熊本県自動車税事務所 ☎096-368-4020

〈軽自動車税の対象車両とナンバープレートの手続場所〉

車両の種類		手続場所
原動機付自転車 (バイク) 	総排気量 50cc以下～125cc以下 三輪以上 50cc以下	菊陽町役場 税務課 菊陽町久保田2800番地 ☎096-232-4911
小型特殊自動車 	トラクター、コンバイン、 フォークリフトなど	
軽自動車 	三輪	熊本県軽自動車検査協会 熊本市東区東本町16番3号 ☎050-3816-1758
	四輪以上 乗用・貨物（営業用・自家用）	
小型自動車 	二輪（125cc超250cc以下）	熊本運輸支局 熊本市東区東町4丁目14番35号 ☎050-5540-2086
	二輪（250ccを超えるもの）	

〈その他の税（消費税）〉

日本国内で商品やサービスを購入すると、10%の消費税が課税されます。商品やサービスの代金を支払う際に、併せて支払います。

担当課の連絡先

菊陽町役場 税務課 ☎096-232-4911 ✉ zeimu@town.kikuyo.lg.jp

3-(8) 子ども医療費助成

菊陽町では0～18歳までの子どもの医療費を助成しています。

熊本県内の医療機関を受診（通院）する場合に、「^{ひかりこ}陽っ子カード」と「保険証」を医療機関の窓口提出すると、子どもの医療費が無料になります。「^{ひかりこ}陽っ子カード」は、役場で手続すると受け取れます。

〈対象になる人〉

菊陽町に住民登録している0歳～18歳^{*}までの子ども

※18歳になって最初に迎える3月31日まで

〈対象になる医療費〉

保険が適用される医療費



〈^{ひかりこ}陽っ子カード〉の手続〉

役場に子どもの「保険証」と、親の「預金通帳」、「印鑑」を持ってきましたください。

〈^{ひかりこ}陽っ子カード〉が使えない場合の子ども医療費の受け取り方法〉

入院する場合や熊本県外の医療機関を受診する場合は、一旦、医療機関の窓口で医療費を支払ってください（^{ひかりこ}陽っ子カード）を使えません）。

後日、役場で手続を行うことで、医療費の助成を受け取ることができます。

- ・医療を受けた次の月から1年以内に手続してください。
- ・「病院の領収書」と「印鑑」を持ってきましたください。
- ・子ども医療費は月ごとに計算します。

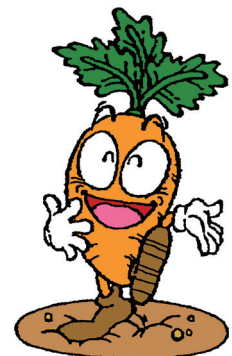


担当課の連絡先

菊陽町役場 健康・保険課 ☎096-232-4912 ✉ kokuho@town.kikuyo.lg.jp

4. 菊陽町役場に相談できること

- (1) 妊娠・出産・子育て（母子健康手帳）
- (2) 保育所への入所・認定こども園への入園
- (3) 小・中学校への入学・転入学
- (4) 水道の使用開始と中止
- (5) ごみの出し方
- (6) 健診・予防接種
- (7) 町営住宅
- (8) 税金
- (9) 日本語教室
- (10) 地域での生活マナーやトラブル
- (11) 失業や病気などで生活に困っている
- (12) パートナーや恋人からの暴力に悩んでいる…



4－(1) 妊娠・出産・子育て（母子健康手帳）

(1) 妊娠したとき

- ① 妊娠に気付いたら、医療機関（産婦人科）を受診してください。
- ② 医療機関（産婦人科）で「妊娠届出書」^{※1}を受け取り、菊陽町役場の窓口（健康・保険課）に妊娠の届出を行ってください。
※1 医療機関（産婦人科）で受け取れない場合は、役場の窓口で受け取ることができます。
- ③ 役場の窓口で母子健康手帳^{※2}と妊婦健康診査受診票を受け取ってください。
※2 母子健康手帳は、妊娠・出産で注意することが記載され、赤ちゃんの健康診査や予防接種の記録などを記入するものです。無くさないようにしてください。
- ④ 役場に妊娠の届出を行うことで、安心して出産できるように保健師・助産師・看護師などからアドバイスを受けることができます。



(2) 出産したとき

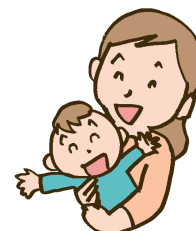
- 出産してから14日以内に役場の窓口（町民課または西部支所）^{※3}に出生届を行ってください（詳しくは、3－(2) 戸籍（7ページ）をご確認ください）。
- ※3 町外の医療機関（産婦人科）で出産した場合は、医療機関（産婦人科）がある市町村に出生届を行うこともできます。
- 出産後に、自分の健康に不安がある場合や子育てに悩みがある場合は、役場の健康・保険課に相談することができます。



(3) 乳幼児健診・育児相談

- ① 乳幼児健康診査
子どもの成長の節目に「健康診査（身体測定・診察・保健相談・栄養相談・歯科相談など）」を行っています。3～4カ月児健診、6～7カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診があり、対象者には個別に通知します。その他に、1歳児セミナーも行っています。
- ② 育児相談
1歳未満の子どもを対象に、「すこやか育児相談」を毎月1回開催しています。次の場合には、一人で悩まずに気軽に相談してください。

- ・子どもの成長について心配なことがある場合
- ・育児のことで困ったことがある場合
- ・離乳食や歯について不安がある場合



担当課の連絡先

菊陽町役場 健康・保険課 ☎096-232-4912 ✉ kenkohoken@town.kikuyo.lg.jp

4-(2) 保育所への入所・認定こども園への入園

保護者が就労しているなどの理由で、保育を必要とする小学校就学前の子どもを預かる施設は、次表のとおりです。施設の入所・入園は、町の広報紙やホームページで募集します。入所・入園を希望する場合は、菊陽町役場の窓口（子育て支援課）に相談してください。

施設区分	利用できる子ども年齢 (4月1日現在の年齢)	開所時間 (月～金)	開所時間 (土)
保育所	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
認定こども園（保育所部分）			
小規模保育所	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00
事業所内保育所		7:00～19:00 7:30～19:30 ※施設によって異なります。	7:00～18:00 7:30～18:30 ※施設によって異なります。
家庭的保育室		8:30～16:30 9:00～17:00 ※施設によって異なります。	—

〈保育を必要とする理由〉

保育所等を利用する場合は、保護者が次の要件に該当していることが必要です。

☐就労 ☐妊娠・出産 ☐疾病・障がい ☐介護・看護 ☐求職活動 ☐就学 ☐災害・復旧

〈保育所等を利用する場合の費用〉

0歳～2歳の子どもが保育所等を利用する場合は、毎月、保育料の支払いが必要です（3歳～5歳の子どもの保育料は無料）。保育料の金額は、保護者の所得に応じて決定します。

保育料のほかに、昼食代、延長保育料、教材費などの支払いが必要です。

〈保育所等の入所申込み手続〉

保育所等を利用する場合は、入所申込み手続が必要となりますので、下記の担当課に問い合わせください。なお、保育所等に利用枠の空きがない場合は、保育所等を利用できません。

〈そのほかに子どもを預かる施設〉

保育を必要とする理由に該当しない3歳～5歳の子どもについては、認定こども園（幼稚園部分）と幼稚園に入園することができます。

各施設で入園の申込手続を行ってください。各施設の連絡先については、次の窓口にお問い合わせください。

- ① 町内の認定こども園（幼稚園部分）：菊陽町役場の窓口（子育て支援課）
- ② 幼稚園：近隣市町村の窓口

担当課の連絡先

菊陽町役場 子育て支援課 ☎096-232-2202 ✉kosodateshien@town.kikuyo.lg.jp

4－(3) 小・中学校への入学・転入学

(1) 入学

次年度（次の4月）に菊陽町の小学校または中学校に入学する子どもがいる人に、12月頃に「入学通知書」を送付します。「入学通知書」の送付日以降に菊陽町に転入した人には、菊陽町役場の町民課で転入手続を行った後、学務課で「入学通知書」を配付します。

- 「入学通知書」は、入学式の日には必ず持参してください。
- 入学式の詳細については、2月下旬～3月上旬に学校から案内を送付します。



(2) 転入学

年度の途中に菊陽町に転入し、菊陽町の小学校または中学校に転入学する場合は、町役場の町民課で転入手続を行った後、学務課で「転校」の手続を行ってください。

- 「転校」の手続きについては、学務課で説明します。
- 町役場に手続に来るときは、事前に学務課に連絡してください。



(3) 転出学

菊陽町から転出する場合は、町役場の町民課で転出手続を行った後、学務課で「転校」の手続を行ってください。

- 「転校」の手続きについては、学務課で説明します。
- 町役場に手続に来るときは、事前に学務課に連絡してください。



担当課の連絡先

菊陽町役場 学務課 ☎096-232-4918 ✉ gakumu@town.kikuyo.lg.jp

4－(4) 水道の使用開始と中止

(1) 水道の使用を始める

水道の使用を開始する場合は、大津菊陽水道企業団に次の①～④を電話またはホームページの入力フォームで連絡してください。

〈電話で伝えること〉

- ① 水道契約者の氏名（請求書の氏名）
- ② 水道を使用する住所（アパート・マンション名と部屋番号まで）
- ③ 水道の使用開始日（使用開始前に連絡してください）
- ④ 連絡事項（別の住所へ請求書の送付を希望する場合は、その送付先）

〈会話の例〉

あなた：「引っ越してきたので、水道を使いたい。」

水道企業団：「水道を契約する人の名前を教えてください。」

あなた：「契約者の名前は●●●●です。」

水道企業団：「水道を使用する住所を教えてください。」

あなた：「菊陽町●●×丁目×番地●●アパート×××号室」

水道企業団：「いつから水道を使用しますか。」

あなた：「●月×日から使いたい。」



■使用開始の連絡後、大津菊陽水道企業団から書類を郵送しますので、郵便局に住所の届出を行ってください。



水道使用開始
連絡HP

(2) 水道の使用を止める

水道の使用を止める場合は、退去する1週間前までに次の①～④を電話またはホームページの入力フォームで連絡してください。

〈電話で伝えること〉

- ① 水道契約者の氏名（請求書の氏名）
- ② 水道の使用を中止する住所（アパート・マンション名と部屋番号まで）
- ③ 水道を使用する最後の日
- ④ 転居先の住所（精算分料金の送り先）



水道使用中止
連絡HP

水道の使用開始と中止の連絡先

大津菊陽水道企業団 営業課（受付時間）平日 8:30～17:15

☎096-293-7711 ✉eigy@ookiku-water.or.jp

4-(5) ごみの出し方

〈ごみ出しのルール〉 ※違反するとごみは収集されません。

- ① ごみは正しく分別して、菊陽町の指定袋に入れてください。指定ごみ袋は町内のスーパーやコンビニなどで販売しています。
- ② ごみ収集日の朝8時30分までに、地域で決められたごみステーションに出してください。ごみ収集日は地区によって決まっていますので、必ずごみカレンダーや町ホームページで確認してください。

〈ごみ収集地区〉

住んでいる行政区ごとにごみ収集日が異なります。必ず収集地区を確認してください。

収集地区	対象となる行政区	燃やすごみ	不燃物 特定品目	空かん 空びん	新聞紙 チラシ 雑誌・本	布類 段ボール 牛乳パック	ペット ボトル	プラ	粗大ごみ 家電
A	三里木、青葉台、東ヶ丘、 光の森1～7町内、 武蔵ヶ丘1～8町内、	毎週 火・金	第1 水	第3 月	第4 月	第2 月	第1 月	毎週 水	第2 木
B	沖野、新山、北新山、境の松、 新成、杉並台、八久保、 南八久保、にじの森、花立、 南花立、向陽台	毎週 火・金	第2 水	第3 木	第4 木	第2 月	第1 月	毎週 水	第2 木
C	下原、津久礼ヶ丘、 あさひヶ丘、宮ノ上、 ひばりヶ丘、緑ヶ丘、緑陽台、 光団地、駅前、新町、新町西、 三里木北	毎週 月・木	第3 水	第3 火	第4 火	第2 火	第1 火	毎週 水	第2 金
D	戸次、馬場楠、曲手、辛川、 井口、道明、上中代、出分、 中代、川久保、津留、大堀木、 中尾、南方、馬場、柳水、 入道水、古閑原、鉄砲小路、 長塚、上津久礼、下津久礼	毎週 月・木	第4 水	第3 金	第4 金	第2 火	第1 火	毎週 水	第2 金

〈粗大ごみ・家電4品目の処理方法〉

- ① 電話で予約 収集日の2日前まで（できれば1週間前まで）にオンラインまたは菊陽町役場の窓口（環境生活課 ☎096-232-2114）に電話で申込を行う。
- ② シールを貼付 1枚500円の粗大ごみシールを販売店で購入し、必要な枚数を貼付する。
家電4品目の場合は、郵便局で家電リサイクル券を購入し、添付する。
- ③ ごみを出す 収集日の朝8：30までに自宅やマンションなどの入り口前などに、粗大ごみを出してください。

〈ごみ出しのホームページ〉



←ごみカレンダー



←指定ごみ袋・粗大ごみ
シール販売店一覧

〈ごみの分別方法〉

ごみの種類	出せるもの	ポイント
燃やすごみ (赤色の指定ごみ袋)	●生ゴミ類 ●木枝類 ●革製品 ●ゴム製品 ●プラ製品(プラマークなし) 	・生ごみの水気を切る
不燃物、小型金物、小型廃家電 (黄色の指定ごみ袋)	●金属製品 ●陶磁器・ガラス類 ●小型廃家電 	・袋に必ず名前を記入する
特定品目 (透明の袋)	●廃乾電池 ●ライター ●スプレー缶 ●水銀体温計 ●練朱肉 ボタン電池 チャッカマン カセットボンベ 水銀血圧計 	・品目ごとに袋に入れる ・塗料用のスプレー缶は捨てられない
資源物 (緑の指定ごみ袋)		
資源A 空きかん、空きびん	●アルミ缶 ●スチール缶 ●空きびん 	・洗ってから捨てる
資源C 新聞紙、チラシ	●新聞紙 ●折り込みチラシ 	・雨に濡れないようにする
資源D 雑誌、本、紙	●雑誌、本、その他紙 ●空き箱 ●封筒 	・雨に濡れないようにする
資源E 衣類	●タオル ●古着 ●毛布 	・綿や革が混ざった衣類は燃やすごみで捨てる
資源F 段ボール	●段ボール 	・雨に濡れないようにする
資源G 牛乳パック類	●牛乳パック ●紙パック類 ※ 	・洗って、開いて、乾かし てから捨てる ^(※)
資源H ペットボトル	●PETマークがついているもの ●清涼飲料水 ●調味料ボトル 	・キャップとラベルは資源 Jで捨てる
資源J 容器包装プラスチック、食 品トレイ、発泡スチロール	●プラマークがついているもの ●食品トレイ ●発泡スチロール 	・汚れが取れない場合は燃 やすごみに捨てる
粗大ごみ ※予約が必要 (粗大ごみシール)	●ベッド ●ダンス ●机 ●ソファ ●自転車 	・事前に予約する ・収集手数料が必要
家電4品目 ※予約が必要 (粗大ごみシール、家電リサイクル券)	●テレビ ●エアコン ●冷蔵庫・冷凍庫 ●洗濯機・乾燥機 	・事前に予約する ・収集手数料が必要 ・家電リサイクル券が必要
廃食油、廃蛍光灯 (各町民センターで回収)	●蛍光灯(割れてないもの) ●廃食用油 	

担当課の連絡先

菊陽町役場 環境生活課 ☎096-232-2114 ✉kankyoseikatsu@town.kikuyo.lg.jp

4－(6) 健診・予防接種

1. 健康診査・検診

(1) 総合健診とがん検診

総合健診とは、生活習慣病の予防を目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健診とがん検診をセットで受けるものです。

また、特定健診を受けずに、がん検診を複数選択して受けることもできます。

項目		対象者	申込方法
特定健診		40～74歳の国民健康保険 または75歳以上の後期高 齢者医療制度の加入者	■ 対象者には菊陽町役場から案内文を送付します。 ■ 郵送またはインターネットで 申込手続きを行ってください。
がん 検診	胃がん検診（骨透視）	40歳以上	
	腹部超音波検診		
	肺がん検診		
	大腸がん検診（検便）		
	子宮頸がん検診	30歳以上の女性	
	乳がん検診（エコー）	30歳代の女性	
	乳がん検診（マンモグラフィ）	40歳以上の女性	
	骨粗鬆症検診	30歳以上の女性	
	前立腺がん (PSA) 検査	40歳以上の男性	

(2) その他の検診など

検診項目	対象者	申込方法
人間ドック	30歳以上の国民健康保険 または75歳以上の後期高 齢者医療制度の加入者	■役場の窓口（健康・保険課）で申込手続きを行ってください。 ■希望する健診機関とコースを選択できます。
医療機関 子宮頸がん検診	20歳以上の女性	■20歳代の女性は、申込手続きは不要です。役場から受診票を送付します。 ■30歳以上の女性は、役場から案内文を送付します。郵送またはインターネットで申込手続きを行ってください。
歯科口腔健診	75歳以上の後期高齢者 医療制度の加入者	■町内の委託医療機関を予約してから受診してください。 ■受診の際は受診券（保険証と一緒に配布）が必要です。
歯周疾患検診	40、50、60、70歳の 人	■役場から案内文を送付します。 ■町内の委託医療機関を予約してから受診してください。
ピロリ菌検査	40歳以上でピロリ菌検査 を受けたことがない 人（除外条件あり）	■役場の窓口（健康・保険課）または電話で申込手続きを行ってください。

2. 予防接種

(1) 子どもの予防接種

予防接種は、病気に対して免疫（抗体）をつけるためのもので、感染症から命を守るための効果の高い手段の一つです。町から配布する予防接種手帳などの説明をよく読んで、子どもの体調が良いときに接種してください。

〈定期の予防接種〉

予防接種（ワクチン）名	対象者	接種方法・費用
ロタリックス	出生6週～24週	■役場から接種時期が近づいてきたら、案内を送付します。^{※1} ※1 子宮頸がん予防は中学1年生と高校1年生の時に案内を送付します。 ■指定医療機関で接種してください。 ■接種時に、母子健康手帳と予診票^{※2}を持参してください。 ※2 予診票は、子どもが産まれた翌月末に役場から自宅に送付します。他の市町村からの転入や紛失した場合は、役場の窓口（健康・保健課）に連絡してください。 ■接種費用は無料^{※3} ※3 対象年齢を過ぎた場合は全額自己負担となります。
ロタテック	出生6週～32週	
ヒブ（インフルエンザ菌b型）	2か月～5歳未満	
小児用肺炎球菌	2か月～5歳未満	
B型肝炎	1歳未満	
四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）	2か月～7歳6か月未満	
BCG	1歳未満	
MR（麻しん風しん混合）	1期：1歳～2歳未満 2期：小学校入学前の1年	
水痘（みずぼうそう）	1歳～3歳未満	
日本脳炎	1期：6か月～7歳6か月未満 2期：9歳以上13歳未満	
二種混合（DT：ジフテリア・破傷風）	11歳以上13歳未満	
子宮頸がん予防（HPV）	12歳になる年度の初日から16歳になる年度の末日の女子	

〈任意の予防接種〉

種類	対象者	接種方法・費用
インフルエンザ	生後6か月以上13歳未満（2回） 13歳以上の子ども（1回）	■広報とホームページにお知らせを掲載しますので、各自で指定医療機関に申込手続きを行ってください。 ■接種費用は1回につき1,900円

(2) 大人の予防接種

種類	対象者	備考
インフルエンザ	65歳未満の大人（1回） 65歳以上の大人（1回）	■広報とホームページにお知らせを掲載しますので、各自で指定医療機関に申込手続きを行ってください。 ■接種費用は65歳未満1,900円、65歳以上1,400円
成人用肺炎球菌	65、70、75、80、85、90、95、100歳の人で、過去に予防接種を受けたことがない人	■対象者には個別通知します。 ■接種費用は3,200円

担当課の連絡先

菊陽町役場 健康・保険課 ☎096-232-4912 ✉kenkohoken@town.kikuyo.lg.jp

4-(7) 町営住宅

町営住宅は、住宅に困っている低額所得者のために建てられた住宅です。入居の要件があり、家賃は入居世帯の所得や家族構成に応じて7,900～53,100円の8区分で決定されます。なお、家賃は、世帯の状況などを踏まえ、毎年見直しが行われます。

〈入居資格（申込要件）〉

次の全ての要件を満たす人は、入居の申込を行うことができます。

- ① 菊陽町に住所または勤務場所がある
- ② 同居する親族がいる（高齢者や障がい者などの人は単身でも申し込みできます）
- ③ 世帯の収入月額が次の基準以下である

一般的な世帯（原則）	158,000円以下
身体障がい者や小学校未就学児がいる世帯、 全員が60歳以上の世帯など （*世帯の状況をご相談ください）	214,000円以下

- ④ 菊陽町または現在お住まいの市町村に税の滞納がない
- ⑤ 現に住宅に困っていることが明らかである
- ⑥ 世帯に暴力団員がいない



〈町営住宅一覧〉

団地名	所在地
光団地	菊陽町原水846
古閑原団地	菊陽町原水3509
中代団地	菊陽町久保田829
馬場団地	菊陽町原水4666-2、4664、4665
入道水団地	菊陽町原水3963-1
青葉台団地	菊陽町津久礼2400
下原北団地	菊陽町久保田2816
下原団地	菊陽町久保田2716-3、2714
原水団地	菊陽町原水2137



町営住宅HP

*詳しい内容はQRコードからホームページを確認してください。

〈募集方法〉

- ・空室が出たときに、広報きくようホームページで募集します。
- ・入居希望者は、申込手続が必要です。詳しい手続き方法については、下記担当課にお問い合わせください。



担当課の連絡先

菊陽町役場 建設課 ☎096-232-2115 ✉kensetsu@town.kikuyo.lg.jp

4－(8) 税金

〈納税相談〉

菊陽町に納付する住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税について、「納税相談」を受け付けています。

納期までに支払いが難しい場合などは、早めに電話で連絡または菊陽町役場の窓口（税務課）に相談してください。

菊陽町役場の開庁時間（平日 8：30～17：15）に納税相談に来ることができない人は、夜間相談窓口を開設していますので、ご利用ください。



〈夜間納税相談〉

毎月の末日（末日が土曜、日曜、祝日の場合はその前の平日）午後9時まで※

※日程が変更になる場合もありますので、夜間相談を希望する場合は、事前に電話またはメールで役場（税務課）に確認してください。



担当課の連絡先

菊陽町役場 税務課 ☎096-232-4911 ✉ zeimu@town.kikuyo.lg.jp

4-(9) 日本語教室

菊陽町に住んでいる外国人を対象に、日本の文化や普段の生活に必要な簡単な日本語を学ぶ講座を実施しています。講座に参加して、仲間や友人をつくりましょう。

〈実施期間〉

年度ごとに講座を実施する期間が異なりますので、菊陽町のホームページでご確認ください。



町のホームページ

〈申込方法〉

菊陽町中央公民館へお問い合わせください。

〈場所〉

菊陽町中央公民館（〒869-1103 菊陽町大字久保田2598番地）



（講座のイメージ）

〈内容〉

- あいさつ程度の簡単な日本語や、仕事や買い物・ゴミ出し・病院などの菊陽町で生活を送るために必要なことを学ぶことができます。
- グループ形式でコミュニケーションをとりながら学びます。



外国人の皆さんと地域の生活においてコミュニケーションを取れるように、菊陽町に住んでいる日本人を対象に「やさしい日本語教室」も実施しています。

町内で暮らす外国人の皆さんが、地域で安心して暮らせるようにサポートしていきます。

担当課の連絡先

菊陽町中央公民館 ☎096-232-2116 ✉kominkan@town.kikuyo.lg.jp

4－(10) 地域での生活マナーやトラブル

日本と外国では生活のルールやマナーが違います。日本のルールやマナーを学んで、地域でトラブルなく生活できるようにしましょう。

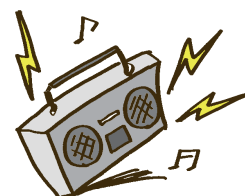
(1) 地域の人とのコミュニケーション

地域の人との交流を大切にしましょう。災害の時などは、お互いに助け合うことが大切です。普段から「おはようございます」や「こんにちは」など、地域の人とあいさつし、コミュニケーションをとりましょう。



(2) 近隣の住民に迷惑をかけない（騒音に注意）

日本の住宅は、隣との距離が近いいため、大きな音は近所の迷惑になります。大声で話したり、大きな物音を立てたり、テレビや音楽などを大音量で聴くことはやめましょう。

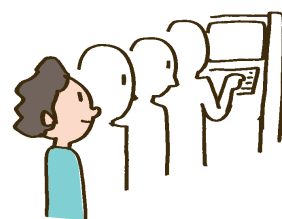


(3) 共用スペースのマナー

マンションやアパートの廊下や階段など共用スペースにもものを置いてはいけません。地震や火災など、災害が発生したときに、荷物が邪魔で避難できないことがあります。

(4) 順番待ちと並び方

日本では、きちんと並んで順番を待つのがルールです。銀行のATMやトイレなどが複数ある場合は、一列に並んで前の人から順に空いた所に行ってください。割り込んで先に使うのはルール違反です。



(5) 公共の場では騒がない・散らかさない

公共の場とは、公園や図書館などの多くの人を利用する場所や、バスや電車などの公共交通機関のことです。利用する場合は、他人に迷惑をかけないように心掛け、大声で騒いだり、ゴミを捨てたりしてはいけません。また、携帯電話での通話も控えましょう。

(6) たばこのマナー

法律で屋内は原則禁煙とされており、屋内で喫煙する場合は、必ず喫煙所で喫煙してください。また、屋外で喫煙する場合に、歩きたばこをしたり、吸い殻を捨てたりしてはいけません。屋外の人が多い場所での喫煙や風が強いときの喫煙も危険です。

(7) まちをきれいに

ごみを屋外に捨ててはいけません。地域の指定日と指定場所に捨ててください。皆さんで、きれいな菊陽町を守りましょう。

(8) 危険物を持ち歩くことは禁止

自分の身を守るためであっても、ナイフなどの刃物や危険物を持ち歩くことはできません。法律で禁止されていて、持ち歩くと処罰されることがあります。

担当課の連絡先

菊陽町役場 危機管理防災課 ☎096-232-2110 📧 bousai@town.kikuyo.lg.jp

4-(11) 失業や病気などで生活に困っている

失業や病気などで急に収入がなくなり、食事や着替え、移動など普段の生活に困っている場合は、サポートを受けることができます。相談は無料です。困っている時は、迷わずご相談ください。

(1) 菊陽町社会福祉協議会

様々な理由で生活に困っている人の相談を受け、解決に向けて支援しています。

仕事のこと、住まいのこと、生活費のこと、子ども・家族のことなど、生活に困っている人は、まずは菊陽町社会福祉協議会にご相談ください。

■フードバンク事業

食べ物を必要としている人に、食料や日用品を配付しています。



■子ども食堂

食事に困っている子どもと親に、月に1回温かい食事を提供するグループや場所を紹介します。



■生活資金の貸付け

低所得者、高齢者、障がい者が、安定した生活を送れるよう、必要な相談を受けて資金の貸付を行います。生活に困窮している人の自立を促します。

(2) 菊陽町役場 福祉課

生活に困っている人の相談を受け、必要な保護を行うことで、生活の自立に向けて支援しています。生活保護を受けるためには、要件を満たす必要がありますので、まずは町役場の窓口（福祉課）にご相談ください。

■生活保護

自分の収入や資産だけでは生活を営むことができない人に、困っている程度に応じて必要な保護を行うことで、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、生活の自立を助長します。

担当課の連絡先

菊陽町役場 福祉課

☎096-232-4913

✉fukushi@town.kikuyo.lg.jp

菊陽町社会福祉協議会

☎096-232-4832

✉info@swkikuyo.or.jp

4-(12) パートナーや恋人からの暴力に悩んでいる…

(1) パートナーや恋人からの暴力

パートナーや恋人など、親密な関係にある人から暴力を振るわれることを「ドメスティック・バイオレンス（DV）」といいます。暴力には、身体を傷つけるだけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力もあります。

あなたが暴力を受けて、悩みを抱えているときは、一人で悩まず相談してください。緊急の場合は、迷わず警察に通報してください！（電話を「110」にかける）

〈暴力の種類と例〉

身体的暴力	• なぐる、ける • 物をなげつける • 刃物をつきつける • 髪をひっぱる、首をしめる など
心理的攻撃	• 大声で怒鳴る、人格を否定する悪口を言う • 何を言っても口をきかない、長時間の無視 • なぐるふりや物を投げるふりをして脅す、物を壊す • 子どもの前で暴力をふるう • 子どもを傷つけると言っておどす • 電話やメールを細かく監視する • 交友関係や外出を制限する など
経済的圧迫	• 生活費を渡さない • デート費用などをいつもパートナーに払わせる • お金を借りたまま返さない
性的強要	• 性的な行為を強要する、裸の画像を強要する • 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる • 中絶を強要する、避妊に協力しない など



〈相談窓口〉

相談機関	受付日時	電話番号
菊陽町三里木町民センター	平日 8:30~17:15	☎096-232-5536
熊本県女性相談センター	平日 8:30~17:15	☎096-381-7110
熊本県大津警察署	平日 8:30~17:15	☎096-294-0110

(2) DVなどから被害者を保護するための措置

支援措置	■ DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者を保護するため、加害者が被害者の住所を調べる目的での住民票と戸籍の附票の取得を制限します。 ■ 措置を受けるために、菊陽町役場の窓口（町民課）に申し出る必要があります。まずは町民課に相談してください。
その他	■ DVに悩む外国人の被害者を支援するために、一時保護や在留資格の変更などのサポートがあります。



担当課の連絡先

菊陽町役場 町民課 ☎096-232-4914 chomin@town.kikuyo.lg.jp
 こども総合相談室 ☎096-232-1117 kodomo-sodan@town.kikuyo.lg.jp

5. 菊陽町で利用できる公共施設・交通

- (1) 図書館・ホール
- (2) 体育館・フィットネスジム
- (3) コミュニティセンター等
- (4) 巡回バス「キャロッピー号」と乗合タクシー



5-(1) 図書館・ホール

図書館は、誰でも利用することができます。本を無料で借りることができ、館内で雑誌や新聞を読むこともできます。

また、図書館に併設するホールでは、イベントなどを実施しています。



図書館のHP

〈利用手続〉

- 本を借りる前に、図書館利用カードを作ります。
- カードを作る時に、氏名、生年月日、住所が記載された身分証明書（マイナンバーカード、在留カード、免許証など）が必要です。



図書館・ホールへのアクセス

〈本の貸出と返却〉

貸出	借りたい本をカウンターに持参し、カードを提示してください。
返却	本をカウンターに持参してください。カードは不要です。

〈一人が借りられる冊数と期間〉

対象	借りられる冊数	借りられる期間
本、雑誌、紙芝居※ ¹	10点まで	15日間
CD、DVD	2点まで	8日間

※¹ 貸し出せない本もあります。一番新しい雑誌は借りられません。

〈施設の紹介〉

	図書館	ホール
住 所	菊陽町原水1438-1（杉並木公園の隣）	
休館日	毎週火曜日と第3水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）※ ² ※ ² 図書館は本の点検日も休館します。ホームページで確認してください。	
開館時間	10：00～18：00※ ³ ※ ³ 木曜日は10：00～20：00	10：00～22：00※ ⁴ ※ ⁴ イベント等がない日は18：00まで
施設概要	図書数は約17万冊	480席・会議場としても利用可
館内の様子		

担当課の連絡先

菊陽町図書館 ☎096-232-0404 ✉office-003@kikuyo-lib.jp
ホール ☎096-232-7756

5-(2) 体育館・フィットネスジム

菊陽町では、スポーツを楽しむ、健康づくりに取り組む体育施設やフィットネスジムを利用できます。イベントやレクリエーションをはじめ、トレーニングなど安価に利用できます。

〈体育館〉

- 施設は2か月前から予約できます。
- 施設の空き状況は専用サイトまたは各窓口で電話で確認してください。



施設専用サイト

施設名	利用方法
①町民体育館 ☎096-288-7877 	- 中央公民館の窓口で申請してください（電話受付は行っていません）。 - 利用時間 8：30～22：00（12月28日～1月4日は休館） - 駐車場 70台 - 利用区分は、全面、バレーボールコート（2面）、バスケットボールコート（2面）、バドミントンコート（6面）、卓球場（6面） - 料金は利用区分に応じて1時間当たり160～420円  町民体育館HP
②光の森町民センター体育館 ☎096-237-6577 	- 当センターの窓口で申請してください（電話受付は行っていません）。 - 利用時間 8：30～22：00 - 駐車場 約100台 - 利用区分は、全面、バレーボールコート（1面）、バスケットボールコート（1面）、バドミントンコート（2面）、卓球場（体育館を半面利用） - 料金は利用区分に応じて1時間当たり160～420円  光の森町民センター体育館HP
総合体育館 （開設準備中）	- 令和5年10月オープン（予定） - 災害時に避難所として利用できます。 - オープン後に、ホームページで詳しい情報を確認してください。  完成イメージ

〈フィットネスジム〉

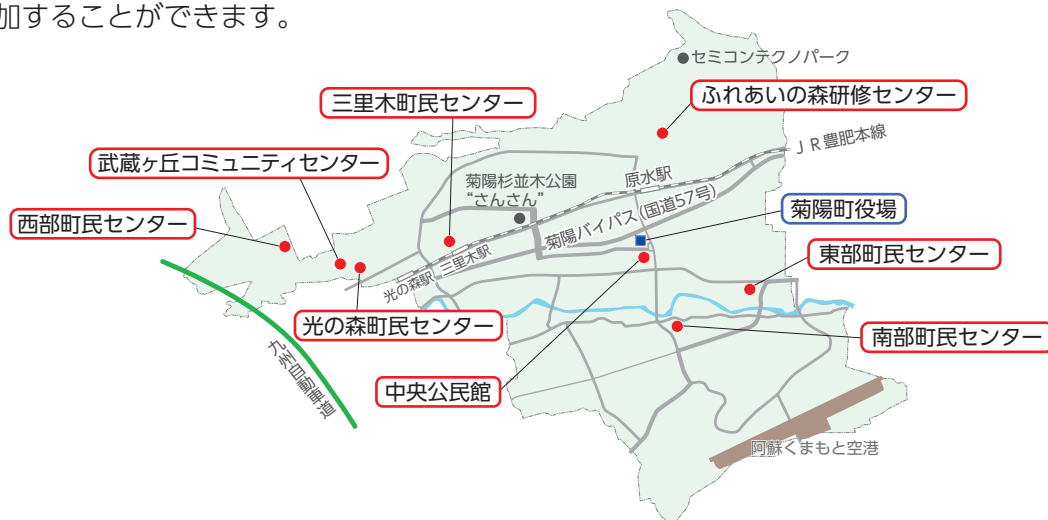
③健康増進施設にんじむ （総合交流ターミナルさんふれあ内） ☎096-232-8690 	- 誰もが利用できるフィットネスジムです。 - ランニングマシンやエアロバイクのほか、様々なトレーニングマシンを揃えています。 - スタジオでは、ヨガやピラティスなどのプログラムを実施しており、1回から利用できます。 - 利用時間 9：30～22：30（日曜・祝日は19：00まで） - 火曜定休（火曜日が祝日の場合は営業します） 
---	---

担当課の連絡先

菊陽町役場	①スポーツ振興課	☎096-288-7877	✉sports@town.kikuyo.lg.jp
	②光の森町民センター	☎096-237-6577	✉shisho@town.kikuyo.lg.jp
	③農政課	☎096-232-4916	✉nosei@town.kikuyo.lg.jp

5-(3) コミュニティセンターなど

菊陽町には、町民の生涯学習や健康づくりを推進し、地域住民の交流を促進するために、8つの拠点施設を整備しています。研修や会議、レクリエーションや運動などに利用でき、様々な講座やイベントなどに参加することができます。



■中央公民館 (☎096-232-2116)

- ・町民の皆さんに、料理やパン作り、油絵や水彩画、ヨガやダンスなど、様々な生涯学習講座を開講しています。
- ・講座に参加して、健康づくりや生きがいづくりを行いながら、友達や仲間をつくることができます。
- ・会議室、和室、調理室などを利用できます（料金はホームページで確認）。

【開 館】 月曜～土曜 8:30～22:00
日曜・祝日 8:30～17:30
(休館 12月29日～1月3日)

【駐車場】 100台（無料）

※館内にエレベータがありません。



中央公民館HP



■南部町民センター (☎096-292-3200)

- ・地域住民の交流と地域の活性化を促進する施設です。
- ・料理やパン作り、絵手紙やグラスアートなどの講座を実施しています。
- ・施設内にある会議室、和室、調理室、多目的ホールなどを利用できます（料金はホームページで確認）。

【開 館】 月曜～土曜 8:30～22:00
(休館 日曜・祝日、12月29日～1月3日)

【駐車場】 20台（無料）



南部町民センターHP



■東部町民センター (☎096-232-3803)

- 福祉の向上や人権啓発を目的とするコミュニティセンターで、地域の皆さんが交流する拠点施設です。
- 書道や三味線、ヨガや健康体操などの講座を実施しています。
- 生活に関する相談業務や人権課題の解決のための事業を行っています。
- 施設内にある会議室、コミュニティホール、多目的ホール、和室、調理室などを利用できます（料金はホームページで確認）。

【開 館】 月曜～土曜 8：30～22：00

（休館 日曜・祝日、12月29日～1月3日）

【駐車場】 20台（無料）



東部町民センターHP



■ふれあいの森研修センター (☎096-233-1080)

- ふれあいの森公園の中にあり、地域住民が交流し、青少年の体験活動を推進する施設です。
- 建物には木材や竹、い草などの天然素材がふんだんに使われ、まるで森の中にいるような雰囲気に作られています。
- 施設内にある広間、会議室、和室、調理室などを利用できます（料金はホームページで確認）。

【開 館】 月曜～土曜 8：30～22：00

（休館 日曜・祝日、12月29日～1月3日）

【駐車場】 20台（無料）



ふれあいの森
研修センターHP



■三里木町民センター (☎096-232-5536)

- 「働く婦人の家」、「地域センター」、「レクリエーション施設」が一体となった複合施設です。
- 「働く婦人の家」や「地域センター」は、講座の開催や地域コミュニティづくりの場です。男性も利用できます。
- 料理やミニバレー、茶道や英語などの講座を実施しています。託児も利用できます。
- テニスコート2面のほか、和室、講義室、調理室、軽運動室を利用できます（料金はホームページで確認）。

【開 館】 月曜～金曜 8：30～22：00

土曜 8：30～17：00

（休館 日曜・祝日、12月29日～1月3日）

【駐車場】 44台（無料）



三里木町民センターHP



■ 光の森町民センター (☎096-237-6555／子育て支援センター ☎096-237-6575／健康増進室 ☎096-237-6577)

- ・「西部支所」、「子育て支援センター」、体育施設などが一体となった複合施設です。
- ・「西部支所」では、住民異動、戸籍、住民登録、戸籍、印鑑登録、児童手当、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、税の証明などに関する手続きを行うことができます。
- ・「子育て支援センター」は、就園前の子どもとその保護者が利用でき、子育ての悩み相談や情報交換などを行えます。
- ・体育館やランニングマシン等を備えた健康増進室のほか、会議室、談話室、和室、多目的室、調理室を利用できます（料金はホームページで確認）。

【開 館】 月曜～土曜 8：30～22：00

(休館 12月29日～1月3日)

※西部支所は17：15まで開庁、

土・日・祝日は閉庁

【駐車場】 約100台（無料）



光の森町民センターHP



■ 西部町民センター (☎096-338-3443)

- ・「勤労青少年ホーム」、「地域センター」、「児童館」が一体となった複合施設です。
- ・「勤労青少年ホーム」、「地域センター」は、講座の開催や地域コミュニティづくりの場です。町民の皆さんが会議やレクリエーションなどに利用できます。
- ・料理や日本語教室、書道教室などの講座を実施しています。
- ・「児童館」は、子どもの遊び場です。
- ・施設内にある会議室、和室、音楽室、調理室、軽運動室などを利用できます（料金はホームページで確認）。

【開 館】 月曜～金曜 8：30～22：00

土曜 8：30～17：00

(休館 日曜・祝日、12月29日～1月3日)

【駐車場】 44台（無料）



西部町民センターHP



■ 武蔵ヶ丘コミュニティセンター (☎096-232-5697)

- ・地域住民の生涯学習を推進し、学校と地域社会との連携を深めるための施設です。
- ・ダンスやバレエ、フラワーアートや編み物などの講座を実施しています。
- ・図書コーナーは、読書や勉強など無料で利用できます。
- ・施設内にある研修室、談話室、和室などを利用できます（料金はホームページで確認）。

【開 館】 月曜～土曜 8：30～22：00

(休館 日曜・祝日、12月29日～1月3日)

【駐車場】 33台（無料）



武蔵ヶ丘コミュニティセンターHP



5-(4) 巡回バス「キャロッピー号」と乗合タクシー

菊陽町では、買い物や通院など町内の移動に利用できる巡回バス「キャロッピー号」と乗合タクシーを運行しています。



巡回バスと乗合タクシーのHP

(1) 巡回バス「キャロッピー号」



- ・運賃 100円（小学生：50円、小学校入学前：無料）
- ・運行 4路線を運行しています。ダイヤと路線はホームページで確認してください。

中央循環線(西)	日曜から金曜まで週6日、町の中央部西側を運行
中央循環線(東)	日曜から金曜まで週6日、町の中央部東側を運行
西部線	月・水・金曜の週3日、町の西部から中央部に向けて運行
南部線	月曜から金曜まで週5日、町の南部を東西に運行



巡回バスのダイヤと路線図
(PDF: 2.7MB)

(2) 乗合タクシー



- ・対象 菊陽町に住民登録している人
- ・利用 利用前に登録手続きを行い、利用カードを作る必要があります。出発時間やエリアなど利用方法をホームページで確認してください。
- ・運賃 300円（小学生：150円、小学校入学前：無料）
- ・運行 日曜から金曜まで週6日



乗合タクシーの利用方法

お住まいのエリア	乗車場所	出発時間				
郊外エリア	ご自宅又は指定乗降場所	9:00 ～9:15	11:00 ～11:15	13:00 ～13:15	15:00 ～15:15	17:00 ～17:15
まち中エリア	指定乗降場所	9:00 ～9:15	11:00 ～11:15	13:00 ～13:15	15:00 ～15:15	17:00 ～17:15

【注意】

- ① まち中エリア内での移動には、利用できません。
- ② 普通のタクシーと異なり、同じ時間に利用する他の人と乗り合うことがあります。

まち中エリア	
記号	乗降場所名
M1	キャロッピー
M2	光の森産交
M3	菊陽病院
M4	さんふれあ前
M5	菊陽町図書館
M6	新町中央
M7	原水駅
M8	菊陽台病院
M9	菊陽町役場
M10	アヴァンモール
M11	メガモール北
M12	カリーノ
M13	三里木駅
M14	菊陽ポウル
M15	光の森駅

※まち中エリア内は移動できません。
(キャロッピー号をご利用ください)

郊外エリア	
記号	乗降場所名
K1	ふれあいの森
K2	古閑原入口
K3	熊本セントラル病院
K4	東部町民センター
K5	馬場楠
K6	熊本リハビリテーション前
K7	きくちのまんま
K8	南部町民センター
K9	宮の下
K10	東熊本第二病院前
K11	新山西
K12	アンビー熊本
	自宅



郊外エリア

〈巡回バスと乗合タクシーのお得な情報〉

- 【回数券】 巡回バスと乗合タクシーの車内で回数券（100円×6枚）を500円で販売しています。どちらにも利用できます。100円お得です。
- 【乗 継】 巡回バスや乗合タクシーを乗り継ぐ場合に、降車時に運転手が乗継券を発行します。乗継後の運賃から100円値引き（小学生は50円値引き）します。

担当課の連絡先

菊陽町役場 総合政策課 ☎096-232-2112 ✉sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

6. 菊陽町での生活に役立つ情報

- (1) 病気やケガをしたとき
- (2) 事件、事故、火事の時
- (3) 自然災害に備える・大きな災害が発生したとき
- (4) 住宅を探す、電気・ガスを使うとき
- (5) マイナンバーカードを取得
- (6) コンビニで証明書の発行
- (7) 在留資格・在留期間
- (8) 働く・仕事探し
- (9) 交通機関の利用方法
- (10) 運転免許証と交通ルール



6-(1) 病気やケガをしたとき

病気やけがなどで、気になる症状が出た場合は、まずは近くの診療所（かかりつけ医）を受診しましょう。

診断後、専門的な治療や入院が必要な場合は、診療所の医師が病院を紹介します。

いざという時に備えて、医療機関の場所や診療科目を確認しておきましょう。

〈受診する時に必要なもの〉

- 健康保険証

（18歳までの子どもが受診する場合）

- 「^{ひかり}陽っ子カード^こ※¹」（子ども医療費受給者証）

※1 「陽っ子カード」の詳しい説明は、14ページ「3-(8) 子ども医療費助成」を参照。

〈町内の医療機関〉

次のページの一覧表に記載のとおり。

〈休日の急病のとき〉

休日の急病の時は、休日在宅当番医で受診できます。

休日当番医は、広報きくよう、菊池郡市医師会ホームページで確認できます。



休日当番医の紹介
菊池郡市医師会HP

〈緊急時の場合〉

緊急を要する場合は、「119」で救急に通報^{※2}し、救急車を呼んでください。

※2 救急への通報の仕方は、40ページ「6-(3) 事件、事故、火事のと看」を参照。



〈夜間の子どもの急な病気などに関する電話相談窓口〉

電話番号 「#8000」^{※3}

※3 ダイヤル回線、IP電話、光電話の場合は、**☎096-364-9999**にかける

【相談時間】 平 日：午後7時～翌朝8時

土曜日：午後3時～翌朝8時

日曜日：午前8時～翌朝8時

【相談員】 看護師

【相談できること】

- ・夜間の子どもの急な病気への対処方法や応急処置についての助言
- ・受診可能な医療機関の情報 など



〈町内の医療機関一覧〉

医療機関名	所在地	電話番号
熊本セントラル病院	原水2921	096-340-5001
熊本リハビリテーション病院	曲手760	096-232-3111
東熊本第二病院	辛川1923-1	096-232-3939
菊陽台病院	久保田2984	096-232-1191
菊陽病院	原水5587	096-232-3171
仁誠会クリニック大津	原水2973	096-232-9595
そうま眼科	原水2906-5	096-340-5520
ちが産婦人科医院	原水2951-1	096-232-9131
矢野医院	原水1611	096-232-5266
本多内科胃腸科医院	馬場楠427	096-232-2021
いけだ泌尿器科・内科	原水1166-1	096-233-1000
菊陽あきたクリニック	原水1156-13	096-232-8333
菊陽中部クリニック	津久礼868-5	096-232-1566
つくれクリニック	津久礼2528-5	096-285-3335
堀田眼科	久保田2802-1	096-292-3455
よしもと小児科	原水1156-2	096-233-2520
河野内科クリニック	津久礼3011-4	096-233-1717
菊陽レディースクリニック	新山2丁目8-23	096-213-5656
しもむら整形外科医院	津久礼2232-1	096-232-5836
竹長小児科内科医院	杉並台2丁目12-15	096-232-1110
永田眼科	津久礼2420-5	096-285-1117
さかぐち消化器・内科クリニック	津久礼2417-2	096-292-3800
アトピアクリニック	津久礼2422-4 (カリーノ菊陽2階)	096-349-2566
ハル内科皮フ科クリニック	津久礼2377-1	096-232-8383
松岡耳鼻咽喉科医院	津久礼2422-15	096-232-5011
いはら形成外科クリニック	光の森7丁目14-7	096-340-2560
かとう整形外科光の森	光の森3丁目17-4	096-349-2255
さくら眼科内科クリニック	光の森7丁目33-1	096-340-2325
仁誠会クリニック光の森	光の森3丁目1-1	096-285-3466
たに耳鼻咽喉科アレルギー科	光の森6丁目1-3	096-233-3387
たぶち内科循環器科	光の森3丁目17-3	096-233-3588
なかふさ心療内科・光の森	光の森7丁目25-5	096-288-6802
光の森脳神経外科内科	光の森6丁目1-6	096-232-7711
光の森メンタルクリニック	光の森7丁目41-4	096-232-8102
武蔵しもむら医院	武蔵ヶ丘2丁目10-7	096-339-7561

担当課の連絡先

菊陽町役場 健康・保険課 ☎096-232-4912 ✉kenkohoken@town.kikuyo.lg.jp

6-(2) 事件、事故、火事のとき

自分だけでなく、自分の家族や友人が、事件や事故、火事などの緊急事態に巻き込まれたら、警察や消防・救急に通報する必要があります。電話がつながったら、慌てずに落ち着いて、現場の状況やケガの病状などを伝えましょう。

(1) 事件・事故のとき 【警察に通報：電話を「110」にかける】

犯罪などの事件や交通事故が起きたら、警察に通報してください。電話を「110」にかけ、つながったら、次のとおり落ち着いて話してください。



〈事件・事故のときの通報例「110番」〉

(伝えること)

- ① 名前を伝え、外国人であることを伝えます。→ 「わたしはグエンです。ベトナム人です。」
※わかりやすいゆっくりした日本語や、通訳を入れた三者通話などで対応してもらえます。
- ② 事件なのか、交通事故なのか伝えます。→ 「〇〇の近くで車と自転車がぶつかりました。」
- ③ けが人がいるか伝えます。→ 友だちが頭を打って、血を流しています。
- ④ 警察が質問することに答えてください。→ 【質問】 いつ事故がおきましたか。
「〇時〇〇分ごろです。」
- ⑤ 連絡先を伝えます。→ 「わたしの電話番号は、
090-****-****です。」

(伝え方の例)

(2) 火事のとき 【消防に通報：電話を「119」にかける】

自宅で火事が起きたら、消防に通報してください。電話を「119」にかけ、つながったら、次のとおり落ち着いて話してください。屋外で火災を見つけた場合も、消防に通報してください。



〈火事のときの通報例「119番」〉

(伝えること)

- ① 名前を伝え、外国人であることを伝えます。→ 「わたしは陳です。台湾から来ました。」
※わかりやすいゆっくりした日本語や、通訳を入れた三者通話などで対応してもらえます。
- ② 火事なのか、救急なのか伝えます。→ 「火事です。」
- ③ どのような状態か伝えます。→ 「キッチンが燃えて、天井まで火が広がっています。」
- ④ 住所（場所）はどこか伝えます。→ 「菊陽町久保田〇〇番地 陳宅です。」
※住所が分からない場合は、近くの大きな目標となる建物を伝えてください。
- ⑤ 氏名、連絡先を伝えます。→ 「名前は、陳〇〇です。電話番号は、
090-****-****です」

(伝え方の例)

(3) 急な病気やケガをしたとき 【消防（救急）に通報：電話を「119」にかける】

自分または家族や友人など自分以外の誰かが、急な病気やひどいケガをして緊急性が高い場合^{※1}は、消防に通報し、救急車を呼んでください。電話を「119」にかけ、つながったら、次のとおり話してください。

※1 救急車は、急な病気やケガの症状がある人を、緊急に病院に搬送するためのものです。病気やケガの症状が軽いなど、緊急性が低い場合は、救急車を使わず、自分で病院やクリニックに行ってください。救急車をタクシー代わりに使うことはできません。



〈急な病気やケガをしたときの通報例「119番」〉

(伝えること)

(伝え方の例)

- ① 名前を伝え、外国人であることを伝えます。→「わたしは王です。中国人です。」
※わかりやすいゆっくりした日本語や、通訳を入れた三者通話などで対応してもらえます。
- ② 火事なのか、救急なのか伝えます。→「救急です。」
- ③ 誰がどうしたか伝えます。→「70歳の父が突然倒れ意識がありません。」
- ④ 住所（場所）はどこか伝えます。→「菊陽町久保田〇〇番地 王宅です。」
※住所が分からない場合は、近くの大きな目標となる建物を伝えてください。
- ⑤ 氏名、連絡先を伝えます。→「名前は、王〇〇です。電話番号は、
090-****-****です」

(4) 警察や消防（救急）に通報する時の注意点

- ① 救急車を利用する場合、医療機関までの搬送は無料ですが、医療機関での治療費や自宅に帰る移動費は自己負担です。健康保険証や必要なお金を用意してください。
- ② 自分が交通事故を起こし、相手を負傷させた場合は、まず「119」に通報して救急車を呼んでください。その後、「110」に通報し警察を呼んでください。
救急車が来るまで、負傷者を安全な場所に移動し、応急手当してください。
- ③ 交通事故のとき、任意保険に加入している人は、保険会社に連絡してください。
- ④ 交通事故に関して相談したい場合は、熊本県交通事故相談所（☎096-333-2295）に連絡してください。損害賠償の請求や示談などについて、平日に日本語で相談を受けています。



交通事故相談所HP

【警察】 大津警察署 ☎096-294-0110 菊池郡大津町大字室676番地

【消防】 菊池広域連合消防本部・南消防署 ☎096-232-9331 菊池郡菊陽町大字原水7番地1

担当課の連絡先

菊陽町役場 危機管理防災課 ☎096-232-2110 bousai@town.kikuyo.lg.jp

6-(3) 自然災害に備える、大きな災害が発生しとき

菊陽町では、梅雨の大雨や台風、河川の氾濫、地震などの自然災害が発生する可能性があります。普段から防災マップで指定避難所の場所を確認したり、水や食料を備蓄したりして、災害に備えましょう。

(1) 防災情報の確認

次のサイトやメールサービスから、防災に必要な気象情報や避難情報などを確認することができます。

 気象庁 (14か国語対応) 大雨や台風などの気象情報や注意報・警報の発令のほか、地震、火山、土砂災害などの情報を掲載。	 きくよう安心メール 菊陽町の避難所の開設情報や避難情報のほか、防犯に関する情報を発信。メール登録が必要です。
 防災情報くまもと (11か国語対応) 熊本県内の防災情報や避難情報のほか、避難所の開設状況や道路規制情報などを掲載。	 菊陽町防災マップ 指定避難場所や指定避難所の位置、洪水浸水区域や土砂災害警戒区域を地図に示しています。

(2) 台風や集中豪雨の対応

台風は、8月～10月に日本付近を通過することが多くなり、特に熊本県を含む九州地方には強い台風が接近・上陸することがあります。

梅雨の集中豪雨は、激しい雨と雷が何時間も続くことがあります。また、夏の暑い時期などに、短時間に狭い範囲で大量の雨が降ることがあります。

台風や集中豪雨が予想される場合は、被害をできる限り抑えるために、早めに準備することが重要です。

【台風や集中豪雨が予想される場合】

- テレビやインターネットなどで気象情報をこまめに確認する。
- 物干し竿、植木鉢などが風で飛ばされないようにする。
- 雨戸と窓を閉め、しっかりとカギをかける。
- テレビやインターネットなどで情報を集め、自宅が安全でない場合や身の危険を感じる場合は、指定避難場所に避難してください。



【台風や集中豪雨の時】

- 「警報」が発表される前（雨や風が強くなる前）に、安全な場所に避難してください。自宅が安全な場合は、避難する必要はありません。
- 浸水やがけ崩れなどの災害が発生する可能性があるので、外出はせず、危険な場所に近づかない。
- 「特別警報」が発表された時は、大きな災害が起きる危険性が高まっています。家の中の安全な場所に移動するなど、直ちに命を守るための行動をとってください。

(3) 地震の対応

日本は地震がよく発生し、震度5強以上の強い地震が起きることもあります。大きな地震に備えて、日ごろから備蓄品の準備や家具の固定を行い、どのように行動するか考えておくことが重要です。

【日頃の備え】

- 水や食料などを備蓄し、下着、衣類、眼鏡、コンタクトレンズの保存液、懐中電灯などをリュックやバッグにまとめておく。
- 預金通帳、健康保険証、パスポートなど貴重品を持ち出せるようにしておく。
- 指定避難所の位置を確認し、家族や友人と連絡を取る方法や集合場所を決めておく。

【地震が発生した場合】

- 震度5弱以上の地震が起きると予想される場合に、気象庁から「緊急地震速報」が発出され、テレビやスマートフォンなどで表示されます。
- 料理など火を使用している場合は、素早く消して、大きな揺れがおさまるまでは動かない。テーブルの下などに隠れて身を守り、隠れる場所がない場合は、クッションや枕で頭を守る。
- 揺れが収まったら、ガスや石油ストーブなど、火災の原因になるものは全て消す。
- 部屋や玄関のドアを開け、逃げ道を作る。窓ガラスや食器などが割れた場合は、室内を歩くのも危険です。必ず靴は履きましょう。
- 大きな揺れが収まった後に余震が起きることがあるので、落ち着いて行動する。
- 避難する場合は、家を出る前にガスの元栓を占め、電気ブレーカーを切る。マンションやビルの場合は、エレベーターを使わずに階段を使って避難する。



(4) その他の防災や災害時に役立つ便利なアプリ

Yahoo! 防災速報アプリ

様々な防災情報を迅速にプッシュ通知し、早め早めの判断や避難行動やサポートします。菊陽町からの緊急情報を受け取れます。



NHK防災アプリ

気象情報に関する警報や震度速報などの防災情報がプッシュ通知で受信でき、日本国内の様々なニュースや熊本県内のニュースを見ることができます。



菊陽町公式アプリ

菊陽町のホームページと連動したアプリです。町が発信する最新の情報を見ることができ、防災情報など緊急情報が通知されます。



担当課の連絡先

菊陽町役場 危機管理防災課 ☎096-232-2110 📧 bousai@town.kikuyo.lg.jp

6－(4) 住宅を探す、電気・ガスを使うとき

(1) 住宅を探す

菊陽町で住宅を探す場合は、住宅に困っている低額所得者のために建てられた町営住宅のほかに、民間の賃貸住宅を借りたり、住宅を購入したりする方法があります。

〈町営住宅〉

- 町営住宅の詳しい内容については、24ページ「4－(7) 町営住宅」を参照。

〈民間の賃貸住宅〉

- 町内のアパートやマンションなど賃貸住宅に関する情報は、ホームページなどで検索できます。
- 不動産会社に連絡すると、気に入った物件を案内してもらうことができます。
- 契約する前に、建物や部屋の状況を確認することをお勧めします。
- 賃貸住宅を借りるときは、家賃のほかに、不動産会社への仲介手数料などが必要となり、契約時に家賃の3～4か月分のお金を用意しておく必要があります。
- 賃貸契約時に、保証人が必要な場合や保証会社への加入が必要な場合があります。

(2) 電気・ガスを使用する

住む部屋が決まったら、電気やガスを使用するための手続きが必要です。賃貸住宅に入居する場合は、賃貸契約を結ぶ不動産会社に、電気やガスの使用に関する手続方法について尋ねることができます。

(水道の使用については、19ページ「4－(4) 水道の使用開始と中止」を参照)



担当課の連絡先

菊陽町役場

(町営住宅) 建設課

☎096-232-2115

✉ kensetsu@town.kikuyo.lg.jp

(民間住宅) 総合政策課

☎096-232-2112

✉ sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

6-(5) マイナンバーカードの取得

日本で住民登録した人は、マイナンバー（個人番号）を所持しています。そのマイナンバーを証明するものが、顔写真付きのマイナンバーカードです。

マイナンバーカードの取得には、交付申請が必要です。

マイナンバーカードの有効期限は、在留カードの期限と同じなので、在留カードの期限が切れる前に更新手続きが必要です。有効期限後に手続きする場合は、再発行手数料1,000円が必要になるので、ご注意ください。

申請方法	次の①または②のいずれかの方法で、マイナンバーカードの交付申請を行うことができます。 ① 申請書に記載されているQRコードを読み取り、スマートフォンで交付申請 ※QRコードが記載された申請書は、国から白い封筒で自宅に送付されます。 ※届かない場合や紛失した場合は、菊陽町役場の窓口（町民課）で再発行できます。 ② 役場の窓口で交付申請
受取方法	申請後、約1カ月半でマイナンバーカードを交付します。 カードの交付準備ができたなら、町役場（町民課）から本人に通知します。 通知が届いたら、町役場（町民課）の窓口でカードを受け取りに来てください。 〈受取りに必要なもの〉 ■マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書 ■本人確認書類（在留カード、パスポート、免許証など）

〈マイナンバーカードの詳しい内容〉

QRコードから、マイナンバーカードのホームページでご確認ください。



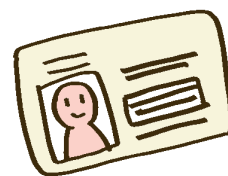
マイナンバーカードHP
(16か国語対応)

担当課の連絡先

菊陽町役場 町民課 ☎096-232-4914 ✉chomin@town.kikuyo.lg.jp

6-(6) コンビニで証明書を発行

マイナンバーカードを持っている人は、「利用者証明用電子証明書」の暗証番号を設定すると、コンビニエンスストアの専用端末で証明書を発行することができます。



〈証明書の発行〉

発行できる証明書	発行時間
■ 住民票謄本・抄本 手数料300円 ■ 印鑑証明書^{※1} 手数料300円 ※1 印鑑登録が完了している人だけ ■ 戸籍謄本・抄本^{※2} 手数料450円 ※2 日本の国籍がある人だけ ■ 所得証明書 手数料300円 ■ 課税証明書 手数料300円 ■ 所得課税証明書 手数料300円 ■ ワクチンパスポート^{※3} 手数料120円 ※3 日本国内で接種を受けた分のみ発行が可能	6 : 30～23 : 00 ※2 戸籍謄本・抄本の発行は 8 : 30～17 : 15で、 土日・祝日は発行できません

〈注意事項〉

- 発行手続きに当たって、マイナンバーカードの暗証番号を3回間違えるとロックがかかります。菊陽町役場の窓口（町民課）でロックを解除することができます。
- ドメスティック・バイオレンスやストーカーなどの被害者が支援措置を受けている場合は、コンビニで証明書を発行することができません。



担当課の連絡先

菊陽町役場 町民課 ☎096-232-4914 ✉chomin@town.kikuyo.lg.jp
 税務課 ☎096-232-4911 ✉zeimu@town.kikuyo.lg.jp

6-(7) 在留資格・在留期間

日本に入国する外国人は、パスポートに在留資格と在留期間が記載されています。
在留資格以外の活動をする場合や、在留期間をこえて滞在する場合は、事前に手続きが必要です。違反すると、処罰もしくは強制退去させられることがあります。

(1) 在留資格

日本に入国する時に、入国目的や在留目的に応じて与えられる資格です。全部で29種類あり、この資格の範囲内で活動することができます。

(2) 在留期間

在留資格ごとに、在留できる期間が定められています。在留期間内で、日本に滞在することができます。在留期間をこえて、日本に滞在することはできません。

〈在留資格と在留期間に関する申請〉

次の手続は、出入国在留管理庁への許可申請が必要になります。必要書類などの詳細は入国管理庁に確認してください。



出入国管理庁HP
(各種手続)

手続	概要
在留期間の更新	在留期間を更新したいときは、在留期間が満了する前に、所轄の入国管理庁に申請して許可を受ける必要があります。申請手続きは有料です。
在留資格の変更	現在持っている在留資格を変更したいときは、所轄の入国管理庁に申請して許可を受ける必要があります。申請手続きは有料です。 (例：留学生が卒業して就職し日本での生活を継続する、日本人と結婚する など)
在留資格の取得	外国人夫婦の子どもが日本で生まれ、日本国籍でない場合に、生まれた日から30日以内に所轄の入国管理局に申請して、在留資格取得の手続きをする必要があります。 ※60日以内に出国する場合は、必要ありません。
資格外活動許可	現在有している在留資格に属さない収入を伴う活動をするときは、所轄の入国管理庁に申請して許可を受ける必要があります。 (例：留学生がアルバイトするとき など)

(3) 「みなし再入国許可」制度

有効なパスポートと在留カードを所持する外国人が、出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がありません。出国する際に、必ず在留カードを提示してください。

担当課の連絡先

菊陽町役場 総合政策課 ☎096-232-2112 ✉ sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

6-(8) 働く・仕事探し

(1) 働く

日本では、労働者を国籍や宗教などによって、賃金や労働時間などを差別することが禁止されています。日本で働く外国人は、会社や事業所において、日本人の労働者と同様に、法律上の権利が与えられています。

労働に関する法律や制度について、自ら知り、理解することが大切です。

(2) 就労に必要な要件

就労が可能な在留資格を持っていて、仕事の内容がその在留資格で認められていることが必要です。



(3) 仕事を探す

仕事を探す場合は、国の機関で公共職業安定所（通称「ハローワーク」）と外国人雇用サービスセンターがあり、仕事に関する相談や紹介を受けることができます。

また、インターネットで検索すると、民間企業の就職情報サイトも多数あります。

ハローワーク菊池 ☎0968-24-8609

〒861-1331 熊本県菊池市隈府771-1

福岡外国人雇用サービスセンター ☎092-716-8608

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ12階

(4) 雇用関係や労働条件のトラブル

仕事をしていて、給料や賃金が支払われない、残業しても手当が付かない、勤務条件の労働時間より長く労働させられる、セクハラやパワハラを受けているなどの悩みを抱えている場合は、日本語のわかる人（ボランティアや通訳）と一緒に、国の機関である労働基準監督署に相談してください。



菊池労働基準監督署 総合労働相談コーナー ☎0968-28-2665

〒861-1306 菊池市大琳寺236-4

担当課の連絡先

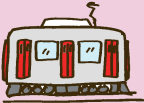
菊陽町役場 総合政策課 ☎096-232-2112 [✉ sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp](mailto:sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp)

6-(9) 交通機関の利用方法

菊陽町には、鉄道の駅やバスの停留所などがあることから、鉄道、バス、タクシーを利用できます。また、阿蘇くまもと空港にも近く、航空機の利用にも便利です。

鉄道、バス、タクシー、航空機は、所定の運賃を支払うことで利用できます。

〈交通機関の利用方法〉

区分	利用方法
鉄 道 	・ＪＲ九州豊肥本線は次の３駅から乗車できます。 ① 光の森駅 ② 三里木駅 ③ 原水駅 ・時刻表はＱＲコードから確認できます。 ・熊本市内に向かう人は「上り 熊本方面」の列車に乗車。 ・大津町、阿蘇に向かう人は「下り 肥後大津方面」の列車に乗車。 ・運賃は、現金、ＩＣカードで支払えます。  ＪＲ九州ＨＰ
バ ス 	・町内を通る路線は、次の２社が運行しています。 ① 九州産交バス  (バス停の標識は水色) ② 熊本電鉄バス  (バス停の標識は黄色) ・路線図はＱＲコードから確認できます。 ・運賃は、現金、ＩＣカードで支払えます。 ・バスの運行状況や時刻表は、スマートフォンやパソコンで「バスきたくまさん」から確認できます。 産交バスＨＰ→  ←熊本電鉄バスＨＰ  バスきたくまさんＨＰ→ 
タクシー 	・タクシー配車センターに電話（☎096-232-2206）すると、次の会社からタクシーが手配されます。 ① 菊陽タクシー ② おしろタクシー ③ 熊本キャブ ④ KITAKUMAMOTOTAXI ・運賃は、現金、バーコード決済で支払えます。
航空機 	・阿蘇くまもと空港からは、次の航空会社の便が利用できます。 ① ANA ② JAL ③ SNA ④ FDA ・航空機の時刻表はＱＲコードから確認できます。 ・ＪＲ肥後大津駅から空港まで「阿蘇くまもと空港ライナー」を利用すると、無料で行くことができます。  阿蘇くまもと 空港ＨＰ

〈便利なアプリ〉

■公共交通機関の乗換案内アプリをスマートフォンにダウンロードしておく、電車、バス、航空機を乗り継ぐ場合に便利です。

（アプリの例：乗換 NAVITIME、Yahoo! 乗換案内など）



乗換
NAVITIME



Yahoo!
乗換案内

担当課の連絡先

菊陽町役場 総合政策課 ☎096-232-2112 sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

6-(10) 運転免許証と交通ルール

〈運転免許証〉

日本で自動車などを運転する場合には、日本の運転免許が必要です。

日本の運転免許試験に合格するか、外国の運転免許を日本の運転免許に切替えるためのテストを受けて合格する必要があります。

免許の種類・手続	内容
国際運転免許証	・ジュネーブ条約締結国等が発行し、同条約に定められた国際運転免許証があれば、日本で運転できます。 ・国際運転免許証の有効期限は発行から1年間で、その期限内で運転することができます。
外国運転免許証	・スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾、エストニアの運転免許証は、外国運転免許証の日本語の翻訳文（母国の領事機関、または日本自動車連盟（JAF）が発行したもの）を持っていれば、有効期限の範囲内で、日本に入国した日から1年間運転できます。
日本の運転免許証への切り替え  免許切換えHP	・外国の有効な運転免許証を取得してから3か月以上その国に滞在していたことが証明できる場合は、日本の運転免許証への切替えを申請することができます。 【申請先】 熊本県運転免許センター 運転免許試験課 ☎096-233-0116 受付時間 午前11～12時、午後1～4時 ※申請前に必ず電話で予約してください。 【申請に必要なもの】 ・外国の運転免許証 ・外国の運転免許証の日本語翻訳文（母国の領事機関または日本自動車連盟「JAF」が発行したもの） ・住民票（国籍記載あり、マイナンバー記載なし） ・旅券（免許を取得した国に取得後3か月以上滞在したか確認） ・写真（縦3.0cm×横2.4cm） 2枚 ・申請手数料
運転免許証更新  免許更新案内HP	・免許証の有効期限は3～5年（年齢・運転経歴・違反内容により異なる） ・免許証の更新は、更新期間（有効期限の満了する年の誕生日の1か月前から有効期限までの間）に行う必要があります。 ・更新手続の場所、受付期間、手数料などは、更新期間前に郵送で通知されます（更新期間になっても通知がない場合は、運転免許センター（☎096-233-0110 自動車案内「6」を選択）に連絡してください）。 【更新に必要なもの】 ・運転免許証 ・免許更新のお知らせハガキ ・申請手数料 ・在留カード、特別永住者証明書、旅券などで在留資格を確認できるもの
その他の手続	・運転免許記載事項変更手続や運転免許の停止や取り消しなどについては、熊本県大津警察署（☎096-294-0110）または熊本県運転免許センター（☎096-233-0110）にお問い合わせください。

【自動車保険への加入】

- ・自動車事故に備えて、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）だけでなく、万一の事故の賠償に対応できるよう任意保険にも加入することをお勧めします。

〈交通ルール〉

日本では、基本的に歩行者は右側を通行し、自動車や自転車などの車両は左側を通行します。歩行者と車両では、歩行者が優先されます。また、通行中は、信号や道路標識のほか、警察官から指示があったときは従ってください。



外国人向け交通ルール
HP（警視庁）

区分	ルールのポイント
歩行者 	- 歩道と車道が分かれている道路では、必ず歩道を歩いてください。 - 歩道や広い路側帯がない道路では、道路の右端を歩いてください。 - 信号機付交差点では歩行者信号機に従ってください。 - 信号がない横断歩道では、手を挙げて横断する意思表示をしましょう。 - 右側と左側の安全を確認してから道路を横断してください。 - 夜間は、反射材を身につけ、明るい服装を心掛けましょう。
自転車 	- 自転車は道路の左端を一列で通行してください。 - 自転車が通行できる標識のある歩道は通行できます。 - 歩道を通行するときは、歩行者を優先し、車道寄りをゆっくり通行してください（歩行者を追い越せない場合は、一度停まって自転車から降りてください）。 - 飲酒運転、二人乗り、並んで通行することは禁止です。 - 夜間はライトを点灯してください。 - 交差点では必ず信号と一時停止を守り、周囲の安全を確認してください。 - ヘルメットを着用してください。 - 自転車損害保険に加入しなければなりません。 ※熊本県の条例で、自転車損害保険の加入が義務化されています。
自動車 	- 運転免許を取得していない人は運転できません。 - 飲酒運転は禁止です（厳罰に処されます）。 - 運転する人と同乗する人は全員必ずシートベルトを着用してください。 6歳未満の子供を乗せるときは、必ずチャイルドシートを着用してください。 - 夕暮れ時は、早めにライトを点灯してください。 - 携帯電話（スマートフォン）を使用しながら運転してはいけません。 - 歩行者の近くを通るときは、安全な間隔をあけ、ゆっくり通行してください。

【高速道路】

- 高速道路を走行する場合は、通行料金が必要です。
- 料金所での料金の受け渡しの手間を省き、渋滞を改善するために、自動的に料金を支払うETCシステムが導入され、ETC専用レーンもあります。
- ETCを利用する場合は、車載器とETCカードが必要です。

担当課の連絡先

菊陽町役場 危機管理防災課 ☎096-232-2110 📧 bousai@town.kikuyo.lg.jp

菊陽町生活ガイド（日本語版）

2023年4月

発行：菊陽町 総合政策課
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
電話 096-232-2112
 sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp